

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第3回 さいたま市国民健康保険運営協議会
2 会議の開催日時	令和4年10月27日(木) 午後2時から午後4時まで
3 会議の開催場所	ときわ会館 5階大ホール
4 出席者名	柴田潤一郎会長、志賀信子副会長、田中恒一委員、大熊俊夫委員、齋木裕二委員、高本正広委員、飯盛恵美委員、須賀久恵委員、大室里美委員、志村文夫委員、中村靖幸委員、中村勉委員、塩屋雄史委員、瀧本久夫委員、塩野英昭委員、阿部泰子委員、菊池文彦委員、野田政充委員、佐藤郁恵委員、三次宣夫委員、島田玲子委員、若林チヒロ委員
5 欠席者名	星野純子副会長、野口良輝委員
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) (1) 国民健康保険の県単位化について (2) 保険者努力支援制度について (3) 第2回(書面開催)で寄せられた質問について (4) その他
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	なし
9 審議した内容	(1) 国民健康保険の県単位化について (2) 保険者努力支援制度について (3) 第2回(書面開催)で寄せられた質問について (4) その他
10 問合せ先	保健福祉局 福祉部 国民健康保険課 電話番号 048-829-1276(直通)
11 その他	

令和4年度第3回さいたま市国民健康保険運営協議会議事録

日時 令和4年10月27日(木)
午後2時00分～3時45分
場所 ときわ会館5階大ホール

1 出席者

(委員) 柴田 潤一郎、志賀 信子、大熊 俊夫、田中 恒一、齋木 裕二、
高本 正広、須賀 久恵、大室 里美、志村 文夫、瀧本 久夫、
菊池 文彦、佐藤 郁恵、三次 宣夫、若林 チヒロ、飯盛 恵美、
中村 靖幸、中村 勉、塩屋 雄史、塩野 英昭、阿部 泰子、
野田 政充、島田 玲子

(事務局) 細沼保健福祉局長、永島保健福祉局理事兼福祉部長

(収納対策課)

小林財政局税務部参事兼収納対策課長
神田収納対策課長補佐兼収納対策係長

(保健センター)

住谷大宮区保健センター所長補佐兼健康づくり係長
出越緑区保健センター所長補佐兼健康づくり係長

(国民健康保険課)

田中国民健康保険課長
苗村主幹 澁谷課長補佐兼保健事業係長
坂西国保事業係長 岩瀬レセプト給付係長
角脇主査、小澤主任 福島主任 佐藤主事 岡田主事

2 欠席者

(委員) 星野 純子、野口 良輝

3 会議次第

- (1) 開会
- (2) 事務局代表あいさつ
- (3) 会長あいさつ

(4) 協議・報告事項

- ①国民健康保険の県単位化について
- ②保険者努力支援制度について
- ③第2回（書面開催）で寄せられた質問について
- ④その他

(5) 閉会

柴田会長：	<p>それでは、次第「4 協議・報告事項」に入らせて頂きます。</p> <p>本日の議事につきましては、数が多いためスムーズな議事進行に御協力をお願いいたします。</p> <p>本日の協議会については、原則公開としておりますが、本日の協議会も公開とすることよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「よい」という旨の発言あり）</p> <p>事務局に伺いますが、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。</p>
事務局：	<p>ございません。</p>
柴田会長：	<p>本協議会につきましては、毎回、議事録を作成していますので、あらかじめ議事録署名人をお願いしておきたいと思っております。</p> <p>大熊委員と阿部委員をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。まず、協議・報告事項としまして「(1) 国民健康保険の県単位化について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局：	<p style="text-align: center;">（事務局説明）</p>
柴田会長	<p>ただいまの事務局の説明に対して、何かご質問はありますか。</p>

志村委員：	4 ページの説明があった、収納率格差以外の項目を統一というところで、令和9年度にアップするというのはどれくらいアップになるのでしょうか。
柴田会長	事務局お願いします。
事務局：	<p>県の目標とする税率ですが毎年示されているところですが、9年度にいくつになるとは定められておりません。まず、県から納付金というものが示されまして、納付金をお支払いするのに県が標準的に考える税率も示されます。</p> <p>具体的にいいますと、国保税は所得割と均等割の2種類がありますが、所得割の税率は11.90%、均等割につきましては7万5,409円となっております。本市の所得割は現在この額にほぼ近い0.05パーセントしか差が出ていないのですが、均等割の差額はまだ2万3千円ほどあります。税率を見直して2万3千円程度を引き上げないと9年度には一気にそこまで上がってしまうような形になりますので、なるべくそうならないように段階的に少しずつステップアップして進んでいくイメージをしているところです。</p>
志村委員：	わかりました、ありがとうございます。少しずつ上げていって9年度には合わせるということですね。
事務局：	はい、やはり急に2万円税金を上げるとなると、理解を得にくいかと思いますので、そこは少しずつ段階的に引き上げていくというのが、本市の方針となっております。
志村委員：	ありがとうございました。
柴田会長：	ただ今の回答は、去年の金額とかなにかは昨年度の見通し、です

	か。
事務局：	はい、令和4年度に県から示されたいわゆる標準税率です。
柴田会長：	9年度のときはまた若干上がる可能性があるということですか。
事務局：	そうですね、標準税率は毎年変わっておりますので、いわゆる医療費が増えればその分税率を上げないと医療費が賄えない、というところで、9年度にこの税率ですというのが今、出ている訳ではございません。
柴田会長：	ありがとうございます。他にございますか。それでは協議事項の「(2) 保険者努力支援制度について」事務局より説明をお願いします。
事務局：	(事務局説明)
柴田会長：	はい、ただいまの説明に対して、ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
中村勉委員：	まずは24ページのところですけれども、国保固有の指標の一番左の赤で囲ってある収納率の得点ですけれども15点ということで、ずいぶん低いのですがさいたま市は収納率がかなり高いと思うんですが、これは滞納分の収納率も含めているのですよね。その評価ですよね。
柴田会長：	事務局よろしいですか。
事務局：	滞納分は含まれず現年分の評価になります。

<p>中村勉委員：</p>	<p>現年度分だけですか。94%近くあるわけですよね、それなのにこの15点というのは低すぎると思うのですが。</p>
<p>事務局：</p>	<p>今回この評価につきましては、令和元年度の実績で評価となっております。令和2年度の実績が令和元年度の実績より上回る場合には令和2年度の実績として評価することになります。</p> <p>収納率の上位5割に入りますと35点が追加されまして、令和3年度の得点と同様になるところですが、令和4年度は収納率の上位5位に入っていなかったために15点になっているところです。</p> <p>点数がとれなかった理由ですが、収納率につきましては年々上昇傾向とはなっていますが、令和2年度はコロナの減免も多く対応した為収納率自体は大きく上昇はしております。ただ、減免をすると収納率が上がるということが、他市でも同じように減免をして収納率が上がっているところになります。</p> <p>本市の国保の加入者ですが、会社を退職した方が多いと思われておりまして、自営業者が多い市町村と比べますと、コロナ減免による割合は少なかったのではないかとされているところです。</p> <p>自営業者の多い市町村と比較すると、コロナ減免による収納率の上昇割合というのは本市が少なかったと思われまして、本市の収納率は上がっているところではありますが、収納率の上位5位には入れなかったということです。</p>
<p>中村勉委員：</p>	<p>前年度と比べて収納率が向上しないと得点が上がらないのですか。そういうわけではないですか。</p>
<p>事務局：</p>	<p>はい、いろいろな要素がありますが、大きな得点としましては、上位5位に入れなかった、入れずに35点がとれなかったこととございます。</p>

中村勉委員：	<p>ありがとうございます。次の25ページのところですけども、このグラフですね、配点の点数よりも得点が高くなっているところがありますけど、それはどういうことでしょうか。</p>
事務局：	<p>25ページの真ん中のところに(4)法定外繰入解消のところ配点30点と書いてある令和3年度のところが35点になっているところですね。配点が毎年変わっていきまして、令和3年度の配点が35点でしたが、令和4年度になったら配点が35点から30点に変更されている関係で数字が合わないように見えています。</p>
柴田会長：	<p>他にございますか。収納率のところは政令市の中で比べても低い点数になっているし、収納率の評価の仕方って前年度からの向上分であったり絶対数で評価であったりと、いろいろあり、毎回、収納率のところは議論になりますから次回以降どこかで分かりやすく説明頂いた方がいいかなと思います。よろしくお願ひします。</p>
事務局：	<p>はい、わかりました。</p>
柴田会長：	<p>他にございますか。</p>
若林委員：	<p>32ページのところ、さいたま市を他の自治体と比べて結構差が出ているのが、共通1と共通6かなと思いますが、ジェネリックがどうして低いのかっていう点と、逆に共通1がすごく高くて岡山がマイナス点がついているのに、さいたま市が一番全国の政令市の中で高くて65点というのは非常に素晴らしいなと思って見ているのですが、この65点という特定健診とメタボの、具体的にどういふことでこんなに高い点数をとられているのか。教えて頂け</p>

<p>事務局：</p>	<p>るとイメージがついていいかなと思います。</p> <p>共通6の後発医薬品促進の取組の点数が低い点についてお答えします。この指標の中に、項目が7つぐらいございまして、一つ目が後発医薬品の使用割合の政府目標というのがございまして その目標値の80%を達成している場合はそれだけで70点取れます。その他、80%を超えている且つ全自治体の上位1割にあたる場合は、プラス20点、また前年と比べて使用割合が向上している場合はプラス30点で合計120点になりますけども、もっとも点数が高い80%、こちらを達成することを目標としているのですが、現在本市は、令和元年が75.2%、令和2年が77.9%、令和3年が78.5%、いずれにしても80%は超えていないのでその点数が取れていないということになっております。とはいえ、年々少しずつ上昇しておりますので、今後も継続してジェネリック医薬品の促進を行っていきたいと考えております。</p>
<p>若林委員：</p>	<p>わかりました、配点の仕方がきついということがよくわかります。</p>
<p>事務局：</p>	<p>共通1の部分ですが、保険者努力支援制度は健診と保健指導とメタボの3つの項目についてそれぞれ10くらいの指標があって、受診率だけではなく、前年度と比較してどれだけ上がったか下がったかで、点数が上がったり下がったりしていくものになります。</p> <p>以前は、健診の受診率、国が決めた目標値ですが、国保60%、すべての保険者全体では70%ということで、国保は目標値の60%を満たしているかどうかが一番良い点数でありましたけども、それは大抵大きな市は難しいので、この全国一律に60%というのは、小さな町や村から大きな市までが同じでは公平ではないということから、国において、被保険者の規模分けをしております。</p>

	<p>3千人未満から10万人以上の5つの段階に分けられていて、さいたま市は10万人以上の規模の中で、全国で上位30%に入ったので点数が取れました。政令市は全てそれに入っていると思うので同じ条件ですが、その20点と、前年度からの伸び率が良いということで、それに25点が入りました。例えば仙台市は受診率が良い市ですが、逆に、ずっと良いために伸びしろがない分、加点がありません。</p> <p>保健指導について、さいたま市は政令市の中で一番保健指導実施率が良いということで20点の得点がありますが、昨年度はプラスその前の年から実施率が上がったので加点がありました。今回は加点がないために全体的に下がっています。健診の上位3割、伸び率、保健指導の上位3割というところで点数が取れております。以上です。</p>
若林委員：	<p>ありがとうございます。改善されるということも難しいと思いますので、よくわかりました。</p>
柴田会長：	<p>ジェネリックについては埼玉県平均よりさいたま市は若干低く、この前も事務局と、なぜ低いのだろうかと話したこともありましたが。ジェネリックについては分析をして、対応策を考えるとよろしいかと思っておりますのでよろしくお願いします。</p>
事務局：	<p>分析をしているのですが、政令市では100点以上超えているところもあるのですが、対策としてやっていることは本市も他市も同じくジェネリックの希望シールや希望カードを配布で、違いとしましては送付回数です。本市は年に6回送付しています。100点をとっている政令市が9市ありますが、2市が12回、毎月送付しており、残りの7市が年1回から4回の送付です。回数での影響はないと考えております。とはいえ80点を超えていなく、また県の平均も超えていませので、今後も引き続き分析をしていきたいと考えていま</p>

<p>柴田会長：</p>	<p>す。</p> <p>ぜひよろしく申し上げます。ジェネリックに関しましては医療費の適正化に繋がるということでございます。他にございますか。そうしましたら、次の議題に移る前に1時間超えましたので10分程度休憩をとります。</p> <p>(休憩)</p>
<p>柴田会長：</p>	<p>再開します。それでは、「(3) 第2回(書面開催)で寄せられた質問について」事務局より申し上げます。</p>
<p>事務局：</p>	<p>(事務局説明)</p>
<p>柴田会長：</p>	<p>ありがとうございました。なお、今回は前回の質問に対する回答としておりますので、この場での追加質疑は行いません。事務局の説明が不十分である、また質問等がある方は別途個別に、事務局へお尋ねいただくようお願いいたします。時間も押しておりますので申し訳ございません。</p> <p>それでは「(4) その他」について事務局より申し上げます。</p>
<p>事務局：</p>	<p>(のびのび健診受診PR/懸垂幕デザインについて事務局説明)</p>
<p>柴田会長：</p>	<p>インスピレーションでよいと思う案で多数決を採ります。挙手してください。事務局は数えてください。No.1(サクラソウ)がよいと思う人。</p> <p>(多数挙手)</p>

